



平成 29 年 2 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 三 陽 商 会  
 代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員  
 岩 田 功  
 (コード番号：8011 東証第一部)  
 問合せ先 経営統轄本部 経営企画部  
 企業広報グループ長  
 菅原 久典  
 TEL(03)6380-5055

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 14 日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成 29 年 3 月 30 日開催予定の当社第 74 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更の件

##### (1) 変更の理由

- ①経営環境の変化に迅速に対応すると共に、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 20 条（取締役の任期）について所要の変更を行うものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条第 2 項の一部を変更するものであります。
- ③上記条文の新設及び修正等に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 後
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠または増員のために選任された取締役の任期は現任取締役の残任期間とする。	(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② (現行どおり)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 後
<p>(損害賠償責任の一部免除) 第29条 当社は、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>② 当社は、社外取締役および社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>	<p>(損害賠償責任の一部免除) 第29条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、社外取締役および監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 29 年 3 月 30 日 (木) (予定)

定款変更の効力発生日

平成 29 年 3 月 30 日 (木) (予定)

以 上